

松本短期大学

公的研究費運営管理及び研究活動の不正行為 に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、松本短期大学（以下「本学」という。）における「公的研究費運営管理規程」及び「研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めを補完し、研究活動の公正性を厳格に確保することを目的としている。

(コンプライアンス推進責任者の設置)

第2条 各部局（各学科、図書館及び短大事務室）の長は、コンプライアンス推進責任者として、各部局におけるコンプライアンス教育・研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。

(内部監査部門について)

第3条 内部監査部門は最高管理責任者の直轄として設置する。

(研究活動における不正行為の定義)

第4条 「研究活動の不正行為に関する取扱規程」第3条に規定する不正行為の定義に加え、以下の各号に掲げる行為を不正行為として定義する。

(1) 研究上の不正行為

- ア 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為
- イ 利益相反に係る行為 外部との経済的な利益関係によって、研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる。又は損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない行為

(不正行為に係る調査を行うまでの期間)

第5条 「研究活動の不正行為に関する取扱規程」において定めのある不正行為に係る調査は、告発を受け付けた後、学長は30日以内に調査を行うか否か決定しなければならない。

(調査委員会について)

第6条 調査は研究倫理委員会が行い、調査の際の委員会（以下「調査委員会」という。）の構成は、「研究倫理委員会規程」第4条に定めのある者に加え、自機関に属さない外部有識者を半分以上含まなければならない。

2 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査開始における関係機関への報告)

第7条 学長は、調査を開始するにあたり、関係機関及び文部科学省にその旨を報告するとともに、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関と協議する。

(調査中における一時的執行停止)

第8条 学長は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、対象の研究費の使用を一時的に使用の停止を命じることができる。

(告発者及び被告発者への報告)

第9条 学長は、調査を開始するにあたり、事前に調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に報告する。これに対し、告発者及び被告発者は異議申し立てをすることができる。

2 第1項の異議申し立ては報告を受けてから10日以内に行わなければならない。

3 異議申し立てが行われた場合、学長は内容が妥当と判断した場合は調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者へ報告する。

(調査の判定までの期間)

第10条 調査委員会は調査の開始後、150日以内に判定を行う。

(調査委員会による認定)

第11条 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(調査結果の関係機関への報告及び調査への協力等)

第12条 学長は、調査委員会から結果の報告を受けて、関係機関及び文部科学省へ報告する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定したうえで学長に報告し、学長は配分機関に報告する。

3 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

4 学長は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

5 学長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与し他者が関わる他の競争的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を配分機関に提出する。

(調査結果の異議申立ての報告)

第13条 調査結果に異議申立てが行われた際は、学長は関係機関及び文部科学省に報告する。

(改廃)

第14条 この内規の改廃は、理事長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日より施行する。